

3. 日本診療放射線技師会としての 取り組み

上田 克彦 公益社団法人日本診療放射線技師会会長

日本診療放射線技師会の 成り立ち¹⁾

「日本診療放射線技師会」の名称は平成24(2012)年から用いられているが、職能団体として設立した昭和22(1947)年時は「日本放射線技師会」の名称が用いられており、国家資格成立直後の昭和26(1951)年から「日本エックス線技師会」の名称が用いられ、昭和44(1969)年からは再び「日本放射線技師会」の名称が用いられた。法律改正による国家資格名称の変更に合わせて職能団体としての名称変更がたびたび行われているため、以下、名称として技師会と表記する。

最初に、診療放射線技師の職能団体設立の経緯を述べる。日本では昭和初期から診療においてX線利用がなされており、X線による事故も問題となり、内務省令による「診療用エックス線装置取締規則」や「エックス線量計検定規則」が昭和12(1937)年に制定された。一方、診療においてX線を取り扱う者の資格がなく、日本レントゲン協会(技師会の前身・1925年設立)は、資格問題について昭和15(1940)年に「エックス線技術者草案」を作成し、厚生省医務課長を訪問している。このように技術者の資格問題は、教育問題と併せて議論、陳情が行われ続け、昭和17(1942)年には、「放射線医学技術員資格制度制定に関する請願」が第79回帝国議会に提出されているが、戦時中であったため法

令化はされなかった。戦後になり、国家資格制度設置に向けて日本放射線技師会が昭和22(1947)年7月13日に設立された。技師会設立後は各地の技術者の熱心な活動により、昭和26(1951)年6月11日に「診療エックス線技師法」が制定された(図1)。これ以降は、エックス線技師になろうとする者は、法の規定に基づく学校または養成所を卒業した後、国家試験合格が必要となった。この技師法制定を受けて、教育の基準となる指定規則が同年12月11日に公布された。

同法の規定の付則第2号により、届出済者以外の就業が禁止され、さらに加えて、結核予防法の実施などによってエックス線技師の需要が激増することとなった。数校の講習所や講習会にて教育がされていた技術者教育は、日本医学放射線学会も養成所設立促進を決議[昭和27(1952)年]、日本エックス線技師会(現・日本診療放射線技師会)

総会での教育機関の設置促進決議[昭和28(1953)年4月]と続いた。

ところが昭和29(1954)年1月になり、「エックス線技師法廃止」を含む行政機構改革案の国会提出の動きが見られた。そこで技師会は、医学会、厚生省との調整を行い、同年3月には行政改革委員会の原案は廃止となった。

その後、各地に多くの技師学校が設立された。また、放射線診療においてRIを用いた診断や治療技術が普及したことから、診療エックス線技師法は「診療放射線技師及び診療エックス線技師法」[昭和43(1968)年]になり、「診療放射線技師法」[昭和59(1984)年]へと変遷した。その間、診療放射線技師養成教育施設は、短大から大学、大学院設置へと発展した。この時期に特筆すべきは、技師会会員の努力と協力によって、技師会が鈴鹿医療科学技術大学の設立に貢献したことである[平成2(1990)年12月の認可、平成3(1991)



図1 1951年 診療エックス線技師法制定に貢献した関係者
垂れ幕に「祝技師法参議院」の文字が見られるため、法案通過を記念した集まりであることがわかる。